

「街路樹点検マニュアル」の概要

1. 適用範囲

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路の附属物のうち、道路管理者が設ける道路上の並木（以下「街路樹」という）の点検に適用。

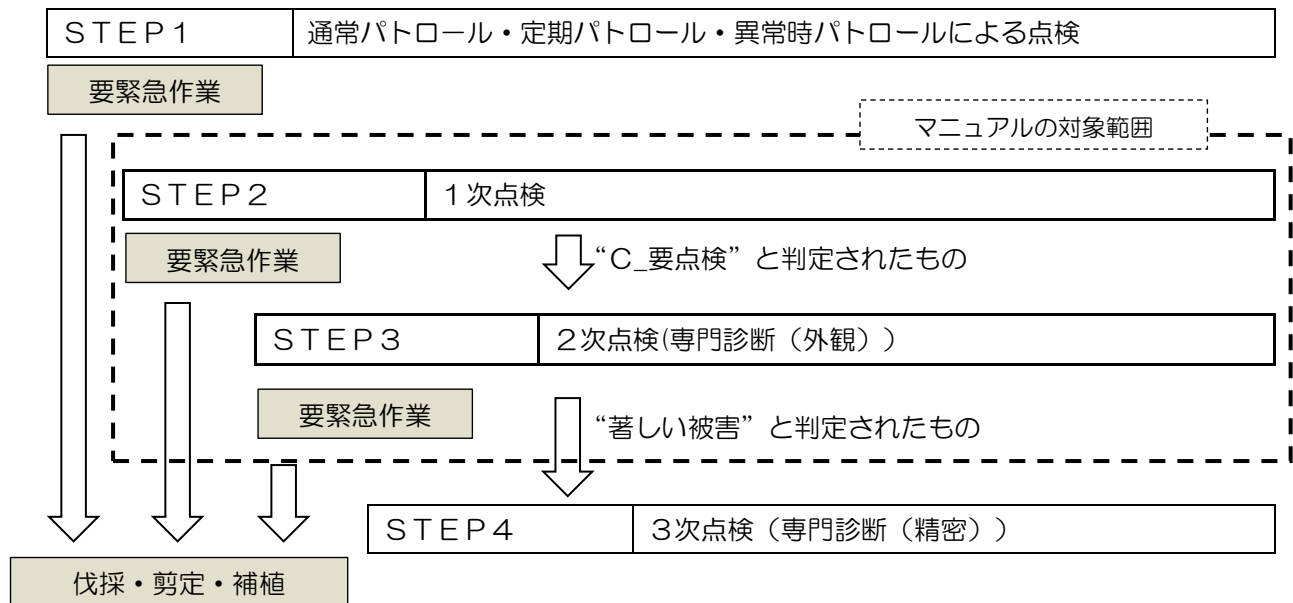
2. 街路樹点検（1次点検、2次点検）の対象路線

点検の対象路線は、通学路・市街地（主にDID地区）・倒木履歴・苦情の多い路線、緊急輸送路などを考慮し、優先度の高い路線を選定して行う。

3. 街路樹点検（1次点検、2次点検）の時期と流れ

街路樹点検は、基本的には最も効果的が高い初夏（5～7月）に実施する。

なお、街路樹点検は、10年に1回以上の頻度を目安に行う。



4. 街路樹点検の体制

街路樹点検は、対象路線の植樹の健全性診断を実施するために必要な知識及び技能を有するものがこれを行う。

1次点検

- ① 当該地域における道路の維持管理に関する業務について、概ね3年以上の経験を有すること
- ② 2級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有すること

2次点検

- ① 当該地域における街路樹の維持管理、並びに造園に関する業務について概ね3年以上の経験を有すること。
- ② 2級造園施工管理技士又は同等以上の資格を有すること。

5. 1次点検の視点

区分	1次点検の視点
樹木全体(樹勢・樹形)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木全体又は一部に、倒木や落枝となった時に、事故につながるような危険がないか。 ・ アリが大量に発生していないか。
根元・幹・骨格となる大枝の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹皮枯死・欠損・腐朽の有無 ・ 開口空洞、キノコの有無 ・ 根元の揺らぎの有無 ・ 不自然な傾斜の有無 ・ 枯枝の有無 ・ 建築限界超えの有無 ・ その他、舗装や縁石の状況、枝の道路境界超えの有無など
枝～幹を見る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大枝が枯死していないか。 ・ 枯枝が落下する恐れがないか。 ・ 幹及び大枝に顕著な空洞や腐朽、損傷がないか。 ・ 幹及び大枝の分岐部が入り皮になっていないか。 ・ 幹や大枝にキノコが発生していないか。 ・ 幹などから異常にヤニが出ていないか。
地際部(根株)を見る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹を押すと揺らぐことがないか。 ・ 地際部にキノコが発生していないか。 ・ 樹木の周辺にキノコが発生していないか。 ・ 地際部に顕著な空洞や腐朽、損傷が発生していないか。
樹木の周囲を見る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根によって縁石や舗装が持ち上げられていないか。 ・ 建築限界を超えていないか。 ・ 枝葉が信号や道路標識、街灯等を遮っていないか。 ・ 民地への枝の越境はないか。 ・ 電線(高圧)等に触れていないか。

6. 2次点検の視点

区分	2次点検の視点
樹木全体(活力を診断する)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹勢・樹形
根元/幹/骨格となる大枝の状態 (部位を診断する)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹皮枯死・欠損・腐朽の有無 ・ 芯に達した開口空洞の有無 ・ 芯に達していない開口空洞の有無 ・ 最大被害部の周囲長比率 ・ 枯枝の有無 ・ スタブカットの有無 ・ キノコの有無 ・ 木槌打診音の異常の有無 ・ 分岐部・付根の異常の有無 ・ 胴枯れなど病害の有無 ・ 虫穴・虫フン・ヤニの有無 ・ 根元の揺らぎの有無 ・ 鋼棒貫入異常の有無 ・ 巻き根の有無 ・ ルートカラーの露出の有無 ・ 露出根の被害の有無 ・ 不自然な傾斜の有無 ・ 建築限界超えの有無
その他、車道、歩道との接続状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装や縁石の状況、枝の道路境界超えの有無など